

## 唐津市私道整備助成金支給要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、生活環境の向上及び交通の安全を確保するため、私道の整備を行う者に対し予算の範囲内において助成金を支給することに関し、唐津市補助金等交付規則（平成17年規則第42号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において「私道」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する道路以外の道路のうち、次に掲げる要件に該当し、現に通勤、通学、買物等の道路として一般交通の用に供しているものをいう。ただし、開発行為又は住宅の販売等を目的とするものを除く。

(1) 道路幅員が原則として1.8メートル以上あること。ただし、法定外公共物の整備を行う場合はこの限りでない。

(2) 私道の形状が次のいずれかの場合であること。

ア 両端が公道に接続していること。

イ 両端の一方が公道に接続し、他方が学校、保育園その他の公共施設に接続していること。

ウ 一端が公道又は整備された道路に接続する袋小路状のもので、関係人家が2戸以上あること。

(3) 舗装工事を行う場合は、道路面排水及び流末処理が可能な状態であること。

(4) 道路ができてから3年以上経過していること。

(5) 交通安全施設（転落防護柵）工事を行う場合は、整備する私道が水路、崖等に接し、かつ、危険な状態であると判断されること。

(6) 前各号の規定にかかわらず、市長が公益上特に必要と認める道路であること。

2 この要綱において「私道の整備を行う者」とは、地区代表者又は私道に敷地が近接する家屋の居住者で、当該私道の整備を行う者をいう。

(助成対象経費)

**第3条** 助成金の支給の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、次

のとおりとする。ただし、国、県及び市の他の補助事業の対象となるものを除く。

- (1) 舗装工事（舗装に伴う改良工事を含む。）に要する経費
- (2) 側溝工事に要する経費
- (3) 交通安全施設工事に要する経費
- (4) 舗装、側溝及び交通安全施設の補修工事に要する経費（本事業により整備したものは、整備完了後5年以上経過していること。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が相当と認める経費

2 前項第1号から第4号までに規定する工事を私道の整備を行う者が自ら施工する場合は、原材料及び重機借上げに要する経費のみを助成対象経費とする。この場合において、私道の整備を行う者は、施工管理が可能な人員を配置しなければならない。

（助成金の額）

**第4条** 助成金の額は、市の積算により相当と認める助成対象経費の2分の1以内の額とし、1件当たり100万円を限度とする。ただし、前条第1項第4号及び同条第2項に定める経費にあつては、1件当たり50万円を限度とする。

（舗装工事の基準）

**第5条** 舗装工事の施工は、次に掲げる基準により行うものとする。

- (1) アスファルト舗装工事
  - 路盤工 5センチメートルから10センチメートル
  - 表層工 3センチメートルから5センチメートル
- (2) コンクリート舗装工事
  - 路盤工 5センチメートルから15センチメートル
  - 表層工 10センチメートル

（助成金の支給申請）

**第6条** 助成金の支給を受けようとする者は、私道整備助成金支給申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図及び字図
- (2) 実測平面図、横断図、構造図

(3) 見積書（原則として唐津市指名業者一覧表に掲載された業者により作成されたもの）

(4) 権利者（助成を受けようとする私道の敷地に関し権利を有する者）の承諾書（第2号様式）。ただし、権利者が私人以外の場合は、地区代表者及び隣接地主等関係者の承諾書（第3号様式）

(5) 唐津市法定外公共物管理条例施行規則（平成17年規則第205号）第2条第1項第1号に規定する申請書（施工箇所が法定外公共物に限る。）

2 前項の申請は、同一年度内において、1箇所につき1回を限度とする。

（助成金支給の承認）

**第7条** 市長は、前条第1項の規定による助成金の支給の申請を受理したときは、速やかに支給の可否を決定し、申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知は、私道整備助成金支給承認通知書（第4号様式）又は私道整備助成金支給不承認通知書（第5号様式）により行うものとする。

（工事完了の届出）

**第8条** 前条の規定により助成金支給の承認通知を受けた者は、工事を完了したときは、私道整備工事完了届（第6号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 完工現場写真

(2) 工事施工業者等からの請求書及び領収書の写し

（検査等）

**第9条** 市長は、前条の完了届を受理したときは、速やかに検査を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による検査の結果、工事が第7条の規定による承認の内容に適合していないと認めるときは、私道の整備を行う者に対し手直しを命ずることができる。

3 前条及び第1項の規定は、前項の規定により手直しを命じた場合について準用する。

（助成金の支給）

**第10条** 市長は、前条第1項の規定（同条第3項において準用する場合を含

む。)による検査の結果、工事が第7条の規定による承認の内容に適合していると認めるときは、私道の整備を行う者に対し助成金を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、工事が第7条の規定による承認の内容に適合していない場合で、施工状況が特に良好であると認められるときは、第7条の規定により承認を受けた助成金の一部を減額して支給することができる。

3 前2項の場合において、市長は私道の整備を行う者に対し私道整備助成金支給通知書(第7号様式)により通知するものとする。

(助成金支給決定の取消し)

**第11条** 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金支給の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 私道の整備を行う者が、偽りその他不正な手段により助成金の支給を受けたとき。

(2) 私道の整備を行う者が、助成金支給承認に付した条件に違反したとき。

#### **附 則**

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに唐津市私道舗装助成金支給要綱の規定によりなされた処分、手続き、その他の行為は、なお従前の例による。